

国土利用計画法第23条第1項に基づく 土地売買等届出書(事後届出)

◎ 記入上の注意

→ 必ず記入例や提出書類一覧表もお読みください。また、WebページにはQ&Aや様々な詳細な説明がありますので参考にして下さい。
※ 令和3年1月1日以降にご提出いただく届出書類は、押印不要となりました。

- 1 ※印のある欄には記入しないこと。
- 2 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 「番号」の欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記入すること。
- 4 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記入すること。
- 5 「概要」の欄には、建築物その他の工作物にあっては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあっては、樹種、樹齢等を記入すること。
- 6 「移転又は設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記入すること。
- 7 「利用目的」の欄には、用途、規模等当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記入すること。
- 8 「人工面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地(農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。)以外の土地の面積の割合の現況及び計画を記入すること。
- 9 「計画人口」の欄には、住宅団地における想定人口等を記入すること。
- 10 「その他参考となるべき事項」の欄には、土地に関する権利の移転又は設定と併せて権利の移転又は設定をする工作物等以外の工作物等に関する事項その他を記入すること。

◎ 印刷時の注意

- 1 届出書はA4サイズで印刷すること。
- 2 次の事務処理市町村における土地取引については、届出書の宛名を当該市町村長宛とすること。
岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、江南市、小牧市、稻沢市、東海市、大府市、岩倉市、愛西市、豊山町、飛島村、東栄町

◎ 提出期限

契約(予約を含む)を締結した日を含んで2週間以内

◎ 提出部数

2部

◎ 提出先

土地の所在する市役所・町村役場